「1] 航空安全

- ●新たな安全管理体制 (SSPなど) を十分に浸透させるべき
- ●安全に関する情報を幅広く収集した上で分析を強化し、 未然防止に取り組むべき
- ●飲酒基準の実効性、持続性を定期的に点検すべき

現状と課題

航空安全に関する動向

COVID-19の影響により、航空需要は 急激に減少していますが、安全は航空産 業の存立基盤であり、堅持していかなけ ればなりません。世界的に航空事故発生 率は減少傾向にありますが、2014年に はウクライナ上空でマレーシア航空17 便が撃墜された事故、2015年にはジャ ーマンウィングス9625便における副操 縦十による意図的な墜落事故が発生しま した。2018年と2019年には、ライオン・ エア610便とエチオピア航空302便が 相次いで墜落し、世界中でB737MAX8 型機の運航が停止となるなど、これまで の安全マネジメントシステムの枠を超え た事象が発生しています。

航空安全に関する国の取り組み

2005年に陸・海・空の輸送機関にお ける事故が連続したことから、輸送の 安全確保にかかわるPDCAサイクルを 機能させていくことを目的とした安全 マネジメントシステム (SMS: Safety Management System) が、2006年4 月から導入されました。2014年4月に は、航空会社・空港設置者・航空交通業 務の提供者に対して、安全にかかわる目 標値を設定しながら一体的な安全監督を 行う航空安全プログラム (SSP: State Safety Program) が導入されました。 2015年には、SSPに加えて5年程度の 中期的な視点を定めた「航空安全行政の 中期的方向性」が取りまとめられたほか、 航空輸送にかかわる事業者に対して「変 更管理」の導入が義務化され、業務運用 や規定の変更に関する管理の徹底が求め られています。また、2018年には安全 目標値の設定の考え方や実績値の評価方 法の見直しを目的とした、安全指標の見 直しが行われています。こうした情報は、 「航空安全情報ポータル」(WEBサイト) に取りまとめられ、ワンストップでの情 報収集が可能になっています。

航空安全にかかわる情報開示と 安全基準・技術規制の見直し

航空会社から国に対して報告される航 空輸送の安全にかかわる情報は、6カ月 ごとに航空安全情報分析委員会が取りま とめ、国土交通省のホームページに公開 しています。今後も、国による監視・監 督の強化を継続的に図っていくとともに、 航空会社から報告される情報をさらに活 用し、未然防止につながる安全対策の立 案などにつなげていく必要があります。

2014年7月からは、航空の安全に関 する情報を幅広く収集することを目的と して航空安全情報自発報告制度(略称: VOICES) が始まりました。この制度は、 航空安全当局による不利益処分などへの 懸念を排除するため、第三者機関であ る公益財団法人航空輸送技術研究センタ - (ATEC) が運営しています。業務実 施者間で共有すべき情報は半年に一度、 安全に関する機関紙「FEEDBACK」と してATECから配信されるとともに、「航 空安全情報自発報告制度に基づく提言し が、毎年度ATECから航空局に対して提 出されています。これまでのVOICESに よる改善事例は運航乗務員にかかわるも のが中心でしたが、整備業務やグランド ハンドリング業務からの報告件数が増加 傾向にあります。引き続き、VOICESの 浸透が産業全体の安全を高めるという認 識のもと、整備士や管制、空港の現場に おける報告件数のさらなる底上げに取り 組んでいく必要があります。

また、航空安全にかかわる基準や技術 規制は、これまでも技術の進歩や国際標 準の改訂等の動向に合わせて、安全性 を確保した上で、見直しや緩和が図られ

てきました。2016年には交通政策審議 会航空分科会第7回技術安全部会のもと に技術規制検討小委員会が設置され、技 術規制の見直しが集中的に審議されまし た。現在は技術規制検討小委員会で取り まとめられた技術規制の見直し内容に沿 って、技術安全部会によるフォローアッ プが行われています。2019年3月には、 国産航空機の安全運航維持の仕組みの整 備、無人航空機の事故防止のための飛行 ルール等を盛り込んだ「航空法及び運輸 安全委員会設置法の一部を改正する法律 案」が閣議決定されました。引き続き技 術規制の適正化に向けては、国による適 切な監視・監督を行い、安全性を確保し ていくことが求められています。

ランプインスペクションの実施

LCCの参入や外国航空会社の乗り入れ が進む中、ランプインスペクション^{※22} は検査官の増員や国土交通省本省からの 派遣によって増加しており、飲酒検査の インスペクションも実施に向けて検討さ れています。今後の航空需要の伸びに対 し、落下物対策とあわせて、運航機数に 対する検査割合が少なくならないよう、 検査官の増員や効率的な手法を含め、ラ ンプインスペクションの体制強化が必要

鳥衝突や操縦士へのレーザー照射

国土交通省が開催する「鳥衝突防止対 策検討会」では、鳥衝突発生状況や鳥衝 突防止に向けた課題の共有と整理が行わ れています。抜本的な対策立案は難しい ものの、諸外国との連携強化や羽田空港 における鳥検知レーダーの評価運用を踏 まえた検討等を通じて、今後も未然防止 に向けた継続的な取り組みが必要です。

2016年12月には、離発着する航空機 の操縦室に向かってレーザー光を照射す る等の危険な行為を禁止するため、航空 法が改正されました。法改正以降、レー ザー照射件数は大きく減少しています。

飲酒に係る不適切事案の発生

2018年10月以降、航空会社におけ る飲酒に係る不適切事案が連続して発生 し、本邦航空会社は国土交通省から業務 改善命令、業務改善勧告等の不利益処分 を相次いで受け、社会に対して航空の安 全への大きな不安、不信を与えています。

こうした状況下で航空の安全への信頼を 回復するため、「航空従事者の飲酒基準 に関する検討会| が設置され、操縦士、 客室乗務員、整備従事者および運航管理 従事者に対する新たな飲酒基準※23が取 りまとめられました。また、航空管制官 にも飲酒検査が義務付けられました。

飲酒に係る不適切事案の根絶に向けて は、個々人の意識改革や風土改革が極め て重要です。また、実効性、持続性のあ る飲酒基準になっているか、という観点 から基準の見直しや改善に向けた検討を 定期的に行う必要があります。

言

航空安全管理体制の強化

ICAOによって国際標準化されている SSPの導入は、航空安全を確保するため の枠組みを整備する政策として期待でき ます。そのため、今後は国と航空会社・ 空港設置者・航空管制が連携を深めなが ら航空安全管理体制の強化につなげるこ とが必要です。

SSPは、国と航空会社・空港設置者・ 航空管制が安全にかかわる目標値を設定 しながら安全管理を強化することが特徴 ですが、SSPやSMSをはじめとする安 全管理体制の考え方が航空業界で働く一 人ひとりに浸透している状況にはありま

今後、国や航空会社が安全管理体制の 構築などの環境整備に取り組んでいく上 では、SSPやSMSの基本的な概念や背 景にある考え方を航空業界で働くものに 浸透させていくことも重要です。

未然防止に向けた取り組みの強化

国土交通省の航空安全情報分析委員会 は、今後も継続して情報分析力を高め、 安全性向上につながる成果をあげられる ように機能を強化する必要があります。 そのため、各航空会社で類似している事 象に対しては、その背景にある本質的な 問題についても働くものの意見をとり入 れて分析し、未然防止策の立案などにつ なげていく必要があると考えます。加え て本邦航空会社以外からの情報収集にも 取り組むべきと考えます。

VOICESの運用開始から5年が経過 し、報告内容をもとに改善された事例も

あります。報告件数は年々増加し、航空 管制官、整備や空港の現業部門からの報 告も増加していますが、報告件数の底上 げと、VOICESのさらなる活用に取り組 むべきだと考えます。特にヒヤリハッ トを自社内で収集する仕組みが既に確 立、定着している会社では、とりまとめ てVOICESに報告する什組みの確立が必 要です。また、航空局から航空会社やグ ランドハンドリングの事業者に対して、 VOICESを活用するよう、周知を強化す るとともに、提供された情報に基づき航 空安全当局が不利益処分を科さないこと についても様々な機会で伝えていく必要 があると考えます。

安全基準・技術規制の見直し

VOICES等で収集した現場の情報や分 析を踏まえ、航空安全基準アップデイト プログラムや安全に関する技術規制を見 直すことは、本邦航空会社の国際競争 力を高めるとともに、国としての成長戦 略を実現させていく上で重要だと考えま す。航空会社からの意見や要望を踏まえ て検討しているプロセスも評価できます が、諸外国との調整や情報収集が必要な 項目に関しては当初の計画よりも時間を 要しており、国土交通省の体制強化と合 わせて対応する必要があります。

また、航空機の検査制度については、 国際標準との整合性や、負担の軽減等の 諸環境変化に対応するべく、これまで法 が改正されてきていますが、諸外国と比 較すると柔軟性やスピード感に欠けてい ます。安全基準や技術規制全般について、 安全の担保を大前提に、事業者や働くも のの意見を踏まえつつ、今後の諸環境変 化に対し柔軟かつスピード感をもって継 続的に取り組む必要があります。

外国航空機の安全確保

外国航空機の安全確保は、LCCの参入 増加や外国航空機が増加している中では 必要不可欠です。落下物対策を含め、外 国航空機に対して実施されているランプ インスペクションについては、検査官の 増員や実施頻度の増加等、強化されつつ ありますが、不具合が見つかった場合で も、当該航空会社に対して直接指導する のではなく、当該航空会社が属する国の 機関に対して通報する必要があり、国と しての指導に高い実効性があるとは言え ません。外国航空機の乗り入れが増える ことを踏まえれば、不具合が多く、安全 性が懸念される航空会社については、当 該国の航空当局との連携強化にとどまる ことなく、安全が確保されるまで乗り入 れを禁じる等、当該航空会社に対して日 本政府として強い意志を持つて対応して いくことが必要です。

操縦士に対するレーザー照射 による事故の未然防止

操縦士に対するレーザー照射について は、航空法の改正以降、2016年は47件、 2017年は17件、2018年は19件、2019 年は25件と減少傾向にあります。今後も、 航空法改正後の状況を注視し、状況に応 じた対応を図る必要があると考えます。

飲酒に係る不適切事案の 根絶に向けて

航空連合は、安全運航の堅持こそが産 業の存立基盤であり、産業で働くすべて のものの使命であると認識しています。 飲酒に係る不適切事案の根絶に向けて、 個々人の意識改革、職場の風土改革に仲 間と協力しながら率先して取り組みま す。取り組みを進める上では、労働組合 を含めた航空産業で働くものに対し、国 として、情報の提供や有識者の紹介、講 師の派遣などの協力、支援を積極的に行 うことが有効であると考えます。

基準の運用開始以降も、すべての職種 を対象に職場で過度な負担が生じていな いか、飲酒基準が有効に働いているかを 定期的に点検し、必要に応じて基準や運 用の見直しを検討する必要があります。 特に、客室乗務員に対する乗務後のアル コール検査については、飲酒基準の定着 状況と意識改革・風土改革の浸透状況を 見極めた上で、廃止を検討すべきです。 運用状況の点検や基準の見直しを行う検 討会などにおいては、働くものの意見を 幅広く聴取する機会を設けるべきです。

また、航空運送事業者への不利益処分 や個人への懲戒処分については、責任追 及ではなく、再発防止を第一義とした考 えに基づき、事象の悪質性、重大性、組織 的な問題等を十分に考慮した上で検討し、 判断されることが望ましいと考えます。

※22 外国機に対する安全対策の概要 (p.83) ※23 航空従事者の飲酒基準について (p.83)

[2] 航空保安

- ●訪日外国人の増加や東京オリンピックの開催などに備え、 テロ・ハイジャックに対する未然防止の取り組みを強化すべき
- ●テロ・ハイジャック対策は国家レベルの課題であり、 国は航空保安の一義的責任を負うべき

現状と課題

米国における航空保安体制の変遷

2001年9月11日の同時多発テロを 受けて、米国では航空保安の責任を国家 が持つ体制へ変更され、国家安全保障省 (DHS/Department of Homeland Security)の下に設置した運輸保安庁(TSA/Transportation Security Administration) が保安検査を実施しています。全米の約 430の商業空港を対象に、空港の検査 員を含め航空保安に関わる全ての人員は TSAの職員(国家公務員)として採用さ れ、航空保安に係る人件費、機器費用等 は基本的にTSAが全額負担しています。

現在、米国や欧州ではリスクが高いも のに保安の資源を集中させ、効率的で旅 客のストレスの軽減を目指すRisk-Based SecurityやSmart Securityの考えが主流 になりつつあり、最新の検査機器や施設 の研究、導入が進められています。

日本における航空保安体制の変遷

日本では、昭和45年のよど号ハイジ ャック事件を受け、保安検査の強化策と してX-RAY検査機器の本格的な導入が始 まりました。導入費用は昭和49年度予 算の空港整備勘定より半額補助され、航 空会社を支援することとされました。現 在、補助金負担比率は国と航空会社で検 査機器購入費の1/2、人件費の1/2とな っています。

米国を含む多くの先進国では、かつて 航空事業者が保安の責任主体でしたが、 米国テロ以降は米国、中国、豪州に加え て、英、独、仏などの欧州主要国におい ても保安に関する考え方の見直しが行わ れ、国または空港会社が航空保安の責任 主体となっています。しかし、日本では 保安に関する考え方は見直しされず、航 空事業者が保安の責任主体であり、世界

的にもごく少数です。また、財政負担も、 昭和49年当時の見直し以降、現在に至 るまで大きな変更は行われず、なかでも 保安費用を航空会社と国が折半するスキ 一ムは、現在も継続されていますが、航 空会社の経営業績によっては、保安費用 の削減につながるというリスクをはらん でいます。

2017年には、政府は「テロに強い空

港」を目指し、国際線が就航している全 空港に対して、2019年までに高度な保 安検査機器を導入すべく、航空会社負担 分の費用を国が負担する考えが示されま した。翌2018年には、高性能X線検査 装置等の導入に伴い必要となるターミナ ル改修への補助にも同様の考えが示され ました。さらに2020年には、高度な検 査機器導入の対象空港が全国の空港へ拡 大されましたが、国の負担する割合が減 少しています。※24高度な検査機器の導 入費用補助対象空港の拡大は評価できま すが、今後も訪日旅行者数の政府目標が あるなか国の費用負担を下げることは、 保安に対する国の責任、保安体制強化の 観点から問題があります。加えて、航空 事業者が保安の責任主体であるという根 本的な考えが変わっていないことについ ても課題が残されています。

航空保安体制の強化に向け継続的に働 きかけを行った結果、航空連合政策議員 フォーラムが中心となり、航空連合の主 張に沿った「航空機強取等防止措置に係 る体制の強化のための施策の推進に関す る法律案」が第190回・第198回通常 国会では参議院に、第193回・第196 回通常国会では衆議院に、それぞれ議員 立法として提出されました。

そのような中、政府は我が国の実態を 踏まえた保安検査のあり方について検討 すべく2020年6月に「保安検査に関する 有識者会議」を立ち上げ、保安検査の位置 付けや役割分担、また検査の量的・質的 向上の論点で議論が進められています。^{※25}

また、保安検査を実施する人材の確保・ 育成の観点では、短期的な対策として関 係者が取り組むべき具体的な改善手法を 取りまとめ、上記の有識者会議と相互連 携して進めていくとしています。

国家民間航空保安プログラムと現状

各国で新たな航空保安対策が進められ る中、日本では「国家民間航空保安プログ ラム」が2005年4月から実施され、航空 保安体制の強化が図られました。現在、 同プログラムに基づく航空保安体制は定 着しつつありますが、一方で貨物地区から ランプサイドへの侵入事例の継続的な発 生や、空港で保安検査を受けていない旅 客が制限区域に侵入する事例の断続的な 発生等の課題も顕在化しつつあります。※26 さらに、空港ビルとランプエリア間につい ては、ICAOの指導を受け、内部脅威への 対応策として従業員がランプサイドに出 る前に保安検査を行うSRA検査が2016 年度から実施されていますが、施設や体 制が整備されているか注視が必要です。

日本におけるテロ・ハイジャック の脅威の高まり

ヒト、モノの流れが活発になっている こと、東京オリンピック・パラリンピッ クの開催による国際的な注目の高まり、 過激派組織が日本をテロの標的と名指し し、海外で日本人がテロの被害にあって いる実態などを踏まえれば、日本におけ るテロ・ハイジャックのリスクは格段に 高まっています。空港では2014年10 月からICAOの要請に基づき、テロ対策 強化の一環として、制限区域立ち入り許 可証を発行する際、空港従業員の犯歴確 認が行われています。また政府は、税関 の手荷物検査職員の増加や、米国等と同 様に、航空会社から全旅客情報を入国前 に入手できるように2015年度に税関シ ステムを改修する等、水際対策を強化し ています。

新たなテロの動向

最近は、人が多く集まるソフトターゲ ットを対象とした過激なテロ行為が増え ていますが、特に多くの国籍の人々が集 まる保安検査実施前の空港が狙われてい ます。ターミナル内の一般区域を標的と したテロへの対策を強化するため、国は

先進的なターミナルビル警備システムや 先端技術を活用した爆発物検知装置等に 関する調査・実証実験を2017年度から 2018年度にかけて実施しました。

また、サイバーテロも増加しており、 航空管制システムや航空機の操縦等、コ ンピューターに大きく依存している航 空・空港システムにおける一層積極的な 対応が求められます。

保安検査を航空法に明記し、国は 航空保安の一義的責任を負うべき

航空機を利用したテロ行為は「国家」 を標的としているにも関わらず、国は依 然、「航空保安は航空事業者の責任」と いうこれまでのスタンスを変えるには至 っていません。

特に過激派組織の活動が活発になって いる現在、航空保安はテロ防止という国 家安全保障の問題であり、国や国民をい かにして守るかという認識のもと、国は 一義的な責任を負い保安対策を行うこと が必要です。また、航空機を大量殺傷兵 器として利用するテロの防止は、航空事 業者が航空保安の責任を負う根拠である 「旅客の安全な輸送」の範囲を超えてお り、保安対策はもはや一民間航空会社だ けではなし得ません。

「保安検査に関する有識者会議」では、 保安検査の位置付け・役割分担について 議論が進められていますが、短期的には 保安検査の位置付けを航空法で明確に し、国の保安に対する責任を明記すべき と考えます。また、先進機器の導入と保 安検査員の確保を進めるため、国が財源 を一層負担すべきと考えます。現在、保 安に関わる費用は、航空事業者と空港管 理者が1/2ずつ負担していますが、空港 管理者負担分は旅客から徴収する保安料 が財源となっています。適切な財源の確 保には保安料の引き上げも手段のひとつ ですが、保安料は航空運賃に含めた徴収 が一般的であり、旅客自身の負担に関す る認識が深くないと考えられることか ら、旅客の責任、意識とあわせて保安料 引き上げの意義、必要性を議論すべきで す。また、保安料を引き上げた場合、航 空事業者による運賃への転嫁が難しい点 も課題です。本来、保安に関する費用は、

航空事業者の経営状態に影響を受ける可 能性がある費用と切り離して考えるべき であり、民間事業者が費用の面で大きな 負担を負う状況は改善すべきです。

中長期的には、保安検査の責任主体を 航空事業者から国に見直し、国が航空保 安の一義的な責任を負うべきと考えま す。また、保安に関する財源のあり方を 見直し、全額国が負担すべきと考えます。 また、航空保安の強化は国全体の課題 であることについて国民の理解を深め、 保安体制に対する理解・協力を引き続き 求めていくことも重要です。

国家民間航空保安プログラムの 定着とPDCA

国家民間航空保安プログラムに基づく 航空保安体制・保安対策が形骸化しない よう、現行プログラムの定着だけでなく、 運用上の問題点を把握し、改善・強化し ていくという視点も必要です。

貨物地区の保安体制強化については、 事例発生後、全国の空港に対して保安体 制の再点検指示や必要に応じた指導等を 国が行っていますが、現行施設の範囲内 での対策や、空港会社・事業者任せでは 物理的・費用的に限界があります。また、 保安強化だけではなく、貨物ハンドリン グ上の作業性も考慮した対策が必要であ り、国・空港会社・事業者一体となって 抜本的な対応策を考える必要があります。

保安体制の一層の強化

従来、導入の判断を事業者に委ねてい たボディスキャナーについて、テロ対策 強化にむけ、政府は主要空港への導入を 進めており、2020年からは国内線を含 む全国の空港に対象を拡大していますが、 国家レベルの課題に対しては、国が責任 を負い、費用を負担すべきです。具体的 には、現在は機器導入費用は国が負担し ていますが、空港整備勘定からの拠出で はなく、継続費用も含めた財源のあり方 を検討すべきです。また、検査の厳格化 と円滑化の両立につながるよう、機器導入 に伴う検査員への教育、体制確保、検査 機器の設置スペース・適正な配置・設置 数、定時性への影響等、事業者と空港ビ ル会社、国が幅広い観点から十分検討す る必要があります。また、諸外国でのセ キュリティ体制の動向等を踏まえ、国は 中長期的な航空保安のあり方について早 急に考え方を整理し、具体的な対応を進 める必要があります。さらに、2019年度 より保安検査員の人材育成対策費が確保 されましたが、一過性とせず、保安検査員 の検査能力・処理能力の向上に向けて継 続的に取り組むことに加え、予算の増額 や使途の拡大を検討する必要があります。

新たなテロ対策強化策

ソフトターゲットへの対応として、空 港が狙われやすいことを踏まえ、先進的 な警備システムの有効性を周知するとと もに各空港への導入・水平展開を国が積 極的に支援すべきです。また、先進技術 を活用した実証実験も継続的に実施する とともに、警察機関との連携による警備 体制の強化、定期的な訓練の実施等が必 要です。さらに、空港以外のソフトターゲ ットでは、先端技術を活用した警備シス テムの導入事例がありますが、有効性を 見極めつつ空港警備に活用するなど、好 事例の横展開も検討する必要があります。

サイバーテロについては、国による最 新情報の収集、行政や事業者に対する積 極的な働きかけが必要です。

保安検査員の確保と定着

保安検査員の確保・定着の観点では、 2020年4月にとりまとめられた関係者 が取り組むべき具体的な改善手法を着実 に進めることが重要です。

保安検査員の待遇改善が図られない背 景には、航空保安の責任を航空事業者が 負っている実績が世界ではほとんどない ため、保安検査に関する委託費用が抑制 される懸念があることや、先進的な機器 を導入するインセンティブが働きづらい ことがあります。^{※27}中長期的に保安体制 を維持・強化する観点から、警備業法を 管轄する国家公安委員会と航空保安を監 督する航空局との連携を強化した上で、 国として積極的に関与していくことが重 要です。加えて、先進的な機器の導入や 関係各所が連携した施設整備によって、 検査員の省力化を図る必要があります。

- ※24 航空保安対策の強化(令和2年度航空局 関係予算決定概要) (p.84)
- ※25 保安検査に係る課題について (p.84)
- ※26 制限区域内への不法侵入事例/国際テロ 未遂事例 (p.85)
- ※27 航空会社と保安検査会社の契約形態

[3] 事故調査

- ●責任追及ではなく、再発防止を第一義とした考えに基づき、 事故調査に関する権限の強化と独立性の確保を図るべき
- ●再発防止のため、事故調査体制や機能を一層強化すべき

現状と課題

日本の事故調査体制

航空事故は、徹底的にその原因を追求 し、再発防止策をできる限り早く講じる ことが極めて大切です。

日本では、2001年4月に航空事故調査委員会設置法が改正*28され、同年10月より航空・鉄道事故調査委員会に改組と同時に、調査対象が「事故」から「事故の兆候」に広げられました。2006年6月には、事故が発生した場合の「被害の軽減」を目的とする改正法が施行されています。

2008年10月には、航空・鉄道事故 調査委員会と海難審判庁を統合し、陸・ 海・空の事故調査や分析を行う「運輸安 全委員会」が、国土交通省の外局(3条 機関)として新設されました。**29

また、国産航空機の就航に伴い、航空機が航行していない状態で生じた航空事故の兆候も調査できるよう措置するとともに、事故等の再発防止を迅速に図るため、事故等の調査を終える前に原因関係者等への勧告ができるよう、運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律が2020年6月に施行されました。

なお、2015年から自家用小型航空機 等の事故が継続的に発生しており、事故 発生率も増加傾向にあります。

事故調査と犯罪捜査の関係

国際民間航空条約の第13付属書では、「事故またはインシデント調査の基本目的は、将来の事故またはインシデントの防止である。罪や責任を課すのが調査活動の目的ではない」とされています。しかし、日本においては、犯罪捜査と事故調査との区分が明確ではなく、事故調査より警察による犯罪捜査が優先されているのが実態です。

2001年静岡県焼津市上空で発生した 旅客機同士のニアミス事故では、担当管 制官が刑事裁判で有罪判決を受けまし た。今後も個人への責任追及、厳罰化の 傾向が強まれば、事故の原因究明や再発 防止の妨げになることが懸念されます。

事故調査報告書の目的外使用

1997年紀伊半島上空で発生した旅客機の急激な揺れに伴う負傷事故では、事故の再発防止が唯一の目的である事故調査報告書が、刑事裁判での証拠として採用されており、事故調査報告書が果たす役割についても検討する必要があります。

事故調査機関の独立性

運輸安全委員会は、外局とはいえ、国 土交通省のもとに設置された機関であ り、管制官や行政システムなど国土交通 省内部に対して、十分な事故調査ができるのかという点で疑問があります。

2011年5月に消費者庁において、「事 故調査機関の在り方に関する検討会」の とりまとめが行われ、その中で事故調査 機関の独立性・公正性などについて言及 しています。また、東日本大震災に伴う 東京電力福島第一原子力発電所事故を受 け、独立性確保・権限強化の観点から、 原子力政策を所管する経済産業省内に設 置されている原子力安全・保安院(原子 力規制委員会に変更)が、環境庁の外局 (3条機関)に位置付けられました。航 空連合としても、公正な判断をするため の機関のあり方・位置付けについて、こ れらの検討内容・状況を注視し、運輸安 全委員会の独立性確保に向けた議論の参 考とする必要があります。

被害者支援のあり方

運輸安全委員会の設置に際しては、新たに被害者支援のあり方について審議され、被害者への適切な情報提供に関する事項が一部法案化され、附帯決議には被害者支援を後押しする条文が盛り込まれました。大規模事故等の発生時や事故後に公共交通事業者等が行う情報提供や心のケアなどの被害者支援について、そのあり方の明確化に対するご遺族などの要望から、「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」が開催され、検討会のとりまとめが2011年6月に示されました。

また、2012年3月には運輸安全委員会業務改善有識者会議で示された「運輸安全委員会業務改善アクションプラン」において被害者やご遺族に対して事故調査に関する情報を適時適切に提供する方向性が定められました。

「運輸安全委員会 業務改善アクションプラン」(項目抜粋) 2012年3月

- 1.業務改善の基本的方向
- 1. 適切な事故調査の実施
- く重点的な取組み>
- (1) 組織問題といった事故の背景にまで深く掘り下げつつ、 科学的かつ客観的な事故調査を実施する。
- (2) 事故等の防止や被害の軽減に寄与するために、調査の進め方などにより報告書を迅速に作成する。
- (3) 責任追及とは独立して事故調査を実施する。
- (4) 分かりやすく読みやすい報告書の作成に努める。

量 言

事故調査機関の機能強化

運輸安全委員会は、事故調査報告まで に時間を要している現状を踏まえ、早急 に予算・人員規模を拡充し、再発防止を 唯一の目的として、その体制・機能の強 化を図るべきです。特に、昨今の小型機 の事故増加傾向を踏まえた事故調査体制 を構築する必要があります。

また航空業界は、運航・機材・整備など様々な分野で日進月歩の技術革新を遂げており、個人の努力のみで高い専門性を蓄積することは困難であり、調査研究のための専門スタッフを配置し、専門知識と技量を蓄積することが不可欠です。

さらには、必要に応じて運航ノウハウを持つ航空会社や設計ノウハウを持つメーカーを含めた調査体制を組むことも検討すべきと考えます。加えて、再発防止の観点での運航会社への必要な情報共有も十分になされるべきだと考えます。

今後も、航空連合としても運輸安全委員会の運営状況の点検などのフォローアップを実施し、事故調査機関としての機能が十分に発揮されているか注視していく必要があります。

事故調査機関の権限強化

事故発生の際に特に問題となるのが、 事故調査と犯罪捜査の競合です。犯罪捜 査は事故調査と目的を異にし、強制力に 裏付けられていることから、関係当事者 への萎縮効果が働き、事故調査に重大な 影響を与える可能性があります。

再発防止のためには、関係者の積極的 な協力が得られるよう、事故調査を第一 義とすべきです。

そのためには、犯罪捜査が事故調査に 優先する現状を改め、運輸安全委員会に 他機関に優先する調査権などの強い権限 を与えて、事故調査を犯罪捜査に優先さ せる枠組みをつくる必要があります。具 体的には、1972年に航空・鉄道事故調 査委員会と警察庁との間で取り交わされ ていた「覚書」「犯罪捜査および事故調 査の実施に関する細目」について、事故 調査を優先する内容に見直すことが必要 です。その上で、事故発生時の初動体制 は運輸安全委員会では限界があるため、 現場保存などは警察の機動力を活用すべ

「運輸安全委員会の今後のあり方についての提言」

(項目抜粋)

2011年4月15日

福知山線列車脱線事故調査報告書に関わる検証メンバー

【提言項目】

とも必要です。

- 1. 事故調査の透明性の確保
- 2. 被害者への情報提供の充実等
- 3. 事故調査関係資料の公開の推進
- 4. 組織問題に踏み込む等 事故調査の充実
- 5. 事故調査と刑事捜査との関係
- 6. 事故調査の範囲と組織のあり方
- 7. 委員人事のあり方について
- 8. 委員の守秘義務違反に対する 罰則を設けることについて
- 9. 予算・人員の確保と研修等の充実
- 10. 委員会の業務改善体制について

きと考えます。一方、犯罪調査が事故調査に優先する現状については、まず責任 追及を求めるという被害者感情を重んじ る国民性も少なからず影響をしていると 考えられます。そのため、責任追及より も、原因究明・再発防止をまず第一の目 的とすべきという国民世論を形成するこ

また、医療事故による死亡の原因を究明し、医療事故の防止に役立てるための「医療事故調査制度」が2015年10月1日から開始されており、事故調査を優先させる枠組みに見直していくためにはその運用状況も参考にすべきです。

事故調査報告書の使用制限

事故調査報告書は、刑事裁判などの証拠としては使用せず、再発防止を唯一の使用目的とするべく、制限を設けるべきです。

事故調査報告書には再発防止の観点から可能性のあることが網羅的に記述されており、刑事責任を課すために必要な厳格性は要求されていません。また、国際民間航空条約上も裁判証拠としての使用には厳しい制限が課せられています。

事故調査の唯一の目的は再発防止とすべきであり、刑事罰を与えるためのものではないということについて、国民レベルで理解を図る必要があります。2011年4月に福知山線列車脱線事故調査報告書に関わる検証メンバーが「運輸安全委員会の今後のあり方についての提言」を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣からは「事故調査報告書の取り扱いは国際標準に近づけるように努力すべき」との

コメントが出されています。

一方、事故に至る事実関係については、 専門知識の面で警察の調査には限界があ ります。運輸安全委員会の調査結果のう ち、飛行データなど事実関係にかかわる 部分に限り、裁判における事実認定のた めの使用を検討することも必要と考えま す。また、事実関係については、速やか に公表して利用者の安心感を高めること に活用すべきです。

事故調査機関の独立性確保

国際民間航空条約の第13付属書では、 「航空事故調査当局は、調査の実施に関 し、独立性を有し、かつ、制限されない 権限を有しなければならない」と規定さ れています。

運輸安全委員会は国土交通省の外局(3条機関)となり、これまで航空・鉄道事故調査委員会が国土交通省の内局(8条機関)であったことと比べれば一歩前進と言えますが、国土交通省とのつながりは依然として強く、事故調査機関の独立性という観点では課題があります。

また、2012年3月には「運輸安全委員会 業務改善アクションプラン」において、的確な事故調査の実施にかかる重点的な取り組み項目として「責任追及とは独立して事故調査を実施する」という方向性が示されましたが、この取り組み項目の実現について航空連合としても運輸安全委員会へ提言していきます。

〔参考資料

※28 航空事故調査委員会設置法の改正 (p.86)※29 運輸安全委員会とは (p.86)

[4] 空域と管制方式

- ●航空需要の変化に的確に対応し、すべての利用者が必要な時に 必要な空域を使用できる協調的な空域利用を進めるべき
- ●民間機の安全確保を最優先とした関係省庁の体制の再構築を

現状と課題

協調的な空域利用の推進

日本の空域管理や航空管制には、民間空域は国土交通省、自衛隊空域は防衛省、米軍空域は米軍というように、それぞれの機関がそれぞれの管轄している空域を管理している特徴があります。そのため、民間機の航空路と自衛隊・米軍の訓練・制限空域が密接することになり、民間機の航空路が制約を受けています。

そのような中、計器飛行方式で飛行す る民間機と、有視界方式で飛行すること の多い自衛隊機・米軍機が狭い空域に多 数混在することから、危険性が指摘され ています。これまでは、空域の有効利用 を目的として、空域を利用する関係者間 で都度調整を行い、安全かつ効率的な空 域利用を行ってきました。近年ではさら なる航空交通量の増大に伴い、ある運航 者が空域を使用していない時間帯には、 他の運航者のために当該空域が開放され るなど、時間帯によって空域が分割され て利用できるようになってきています。 このような動きはICAOからも推奨され ており、民軍問わず、すべての利用者が 必要なときに必要な空域を使用できる、 協調的な空域利用を国としても目指して いくとされています。

航空需要のさらなる増加に 対応した管制空域

首都圏空港容量の拡大に向け、関東の空域を大きく覆う横田空域の再編と、首都圏空港の周辺空域の再編が段階的に行われ、羽田・成田両空港の発着回数は徐々に増加してきました。COVID-19の影響で需要予測は難しいものの、地方からの路線を含めて本邦上空通過機は増加していくと予想されています。

首都圏空港の機能強化に際し、2019 年7月に空域(東京進入管制区、東京管

制部)の見直しが行われ、2020年3月には東京進入管制区の拡大と、新管制システムでの運用が開始されました。また、2018年の神戸航空交通管制部の新設(那覇航空交通管制部の廃止)を皮切りに、各航空交通管制部の管轄空域が2025年度頃までに段階的に再編される予定であり、上下分離による空域再編が進められることになっています。そして、管制業務の効率性向上と業務負荷を軽減し、首都圏空港容量の拡大と管制処理能力を向上させるとしています。

2019年7月の首都圏空域再編に伴い、EDCT (出発制御時刻)による制御回数、総遅延時間ともに大きく減少したものの、制御対象機に対する平均遅延時間は若干増加傾向にありました。COVID-19の影響でEDCT制御や総遅延時間は減少していますが、引き続きEDCTの精度向上に取り組むとともに、航空需要の動向によりEDCTによる遅延幅が拡大していないか、点検が必要です。

また、2015年4月の徳島空港、2015年6月、2018年6月の那覇空港における重大インシデントを踏まえ、国土交通省と防衛省の共用空港の空港管制業務については、官民の関係者同士が、従来以上に連携を図り、安全運航の堅持に努める必要があります。

中国路線の管制事由の遅延

日本-中国路線の管制事由による遅延 は、ここ十年来、定時性や利便性を阻害 する問題であり、特に北京や上海を離発 着する飛行機を中心に、恒常的に遅延が 発生していました。

要因として、中国国内での軍事演習や 悪天候、慢性的な空港・航空路混雑等が 考えられるものの、航空会社や利用者に その理由は明らかにされていません。そ のような状況下で、日中間(日本 – 華北) の航空路混雑について、管制機関による 日中韓の交通量管理に関する調整会議が 開催され、遅延便のデータをもとに交通 量管理の情報共有および交通量抑制の事 後検証が行われるようになりました。ま た、新たな航空路開設に必要な要件の検 討及び調整を目的とする作業部会の設置、 混雑航空路の航空交通容量の拡大及び安 全性向上のための協力の推進、国際航空 交通流管理の高度化等の協力の推進な ど、日中間の航空交通の円滑化と容量拡 大に向けた取り組みが進みつつあります。

無人航空機と航空機の運航

無人航空機(ドローン)の利用の急速 な拡大とともに、国内外で事件や事故 が発生しています。2019年11月には 関西空港、2020年7月には新千歳空港、 2020年8月には成田空港でドローンの 影響により滑走路閉鎖となる事象が複数 回発生しています。2020年6月にはド ローンの所有者登録を義務づける改正航 空法が成立したほか、無人航空機の安全 確保に関しては、「有人地帯でドローンが 目視外飛行するための制度設計 に向け た条件づくり、機体の所有者の情報等を 把握するためのシステム構築・システム 制御、空港に侵入してくるドローン、就 航する機体を制御するシステムが構築さ れています。また、空港周辺の飛行禁止 区域での違反行為に対し、警察官が対応 することに加え、空港管理者も一定の範 囲内で飛行禁止命令や飛行の妨害等の措 置をとることができるようになりました。

国際情勢と民間機の運航

2013年11月に中国が東シナ海に防空識別圏を一方的に設定したことは民間機の安全運航確保の観点から、本邦の航空業界に大きな衝撃を与えました。事態発生当初は当該空域を飛行する本邦の民間機の飛行実施計画を中国当局に提出するべきか否か混乱が生じました。

また、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本海に落下する事象が発生しており、ミサイルが日本の排他的経済水域内に落下する事態や、飛行中の航空機から目撃される事態にも至っています。こうした事態を受けて国は、有事の際の航空機等への連絡体制の構築や、Jアラートが発出された場合に空港関係者が講じる措置の策定など、仕組みの強化に取り組んでいます。

このように民間機の運航に影響を与え

かねない国際情勢は刻々と変化しており、民間機の安全運航を確保する観点から、今後も国際情勢を注視し、的確に対応していく必要があります。

提言

協調的な空域利用に向けた 国の役割

民間航空機の安全運航を確保するため には、自衛隊の訓練空域を縮小し、沖合 への移転等、民間機の飛行ルートを最優 先にした「空域の抜本的再編」を行う必 要があります。また、国土交通省、自衛隊、 米軍の三者に分かれている現行の複雑な 管制体制を見直し、管制の国土交通省へ の一元化を目指すことが必要です。その ステップとして、安全性を高めながら、 すべての利用者が必要なときに必要な空 域を利用できるような協調的な空域利用 を目指し、航空会社、国土交通省、防衛 省、米軍が連携を深めていく必要があり、 その過程においては、国土交通省が中心 となって取りまとめていくべきと考えま す。なお、協調的な意思決定の実現に向 けては、航空交通管理センター(ATMC) によって、空域容量に応じた交通流量の コントロールが実施されています。

今後も精度の高い管制処理が実施できているか、イレギュラー発生時に運航者との協調に基づく意思決定が行われているかなど、現在の運用状況の評価を行い、継続的に改善を図ることが必要です。また、近年増加している自然災害などによる大規模なイレギュラーに備え、管制機関と運航者間の情報共有ツールを拡充させていくとともに、定期的な訓練実施による運用環境の整備を図っていくべきであると考えます。

航空需要の増加への対応の 前提となる安全運航の堅持

COVID-19の終息後の航空需要の増加を見据え、我が国の航空産業の発展のためには、首都圏空港周辺のさらなる空域の活用を含めて、航空需要の増加に対応できる管制空域の設定や管制方式の検討を深めていくことが必要です。

一方、発着枠を拡大していく上では管制処理能力の向上など、安全運航が堅持できる環境整備にも

あわせて取り組む必要があり、無理な拡張になっていないか、働くものの視点でのチェックが重要です。

これまでも国土交 通省では、発着容量 の増加に対応すべく、

新たな航空路管制卓システム(IECS)の 導入を進め、2010年3月に全航空交 通管制部へ配置が完了しました。また、 2025年度頃までに上下分離方式による 空域の再編が段階的に進められる計画で す。今後も安全性や空域の効率的な活用 という観点から、運用状況を注視する必 要があります。

また、安全な航空交通流を維持するために必要な航空管制官の定員は、微減または横ばいとなっており、今後の航空交通量の推移と合わせて注視する必要があります。新管制システムの習熟とともに、技量向上による生産性向上の一助となるよう、管制官個々人にインセンティブが働くような仕組みや効果的な人事ローテーションなどの検討も必要です。

新技術を利用した次世代航空保安シス テムの構築に関しては、交通量増加に対 応できるよう、安全で効率的な管制・通信 機能を確保すべきです。現在でも高高度 領域におけるUPR(User Preferred Route)やDARP (Dynamic Airborne Reroute Procedure) などによる効率的な飛行経 路の設定ができるような空域運用や、CP DLC(Controller-Pilot Data-Link Communications:管制官パイロット間データ 通信)の国内空域への導入が検討されて いますが、今後の検討・展開に当たって は、衛星の外国との共同使用も含め、適 正なコストで運用できる航空管制システ ムを研究することも必要です。また、「将 来の航空交通システムに関する長期ビジ ョン (CARATS)」が策定され、産官学 が連携した研究・検討が進められていま すが、今後も長期目標の実現に向け、効 率性を向上させながら安全性を高めてい くことが重要です。

中国路線の航空路混雑の改善に向けた日中韓の連携

中国路線の管制事由による航空路混雑改善に向けては、現行のように、日本と

中国、日本と韓国というような、二国間での管制機関の実務担当者会議に加え、日本・中国・韓国の三国間で話し合う場を設定し、その会議の頻度を上げていくことが有効です。協議の進捗状況を可能な限り公開し、利用者にも伝えるとともに、日中韓の交流促進などを後押しにして、航空路混雑の緩和に向けた三国間の連携を継続するべきだと考えます。

無人航空機に対する規制の必要性

無人航空機の活用は今後の新たなビジネスチャンスを生み、日本の産業育成のために必要です。政府も成長戦略に掲げ、積極的に推進していますが、安全対策が後手に回ることがないよう、民間航空機の安全運航を維持するための安全規制や法整備の充実が必要です。航空法改正で基本ルールは定められましたが、ICAOや諸外国の動向を注視し、情報収集を行いながら制度構築に向けて取り組んでいく必要があります。

また、空港周辺の飛行禁止区域における無人航空機への退去命令や飛行の妨害等の措置にあたっては、空港管理者と警察が連携を図り、迅速な飛行禁止措置がとれる体制の構築が重要です。

国際情勢への的確な対応

中国による防空識別圏の設定や北朝鮮 による弾道ミサイルの発射などは、現在 のところ、民間機の運航に直接的に大き な影響を及ぼすには至っていません。

なお、日本において民間機の運航に影響を与えるような事態が発生した際の国の情報収集や発信、国としての運航可否判断のプロセスや責任の所在は、現時点では明確になっておらず、運航者に委ねられているのが現状です。国家としての危機管理に準ずる課題として政府・関係省庁は認識を深め、事前に対応策を検討していくべきと考えます。

[5] 安全阻害行為の抑止

- ●機内迷惑行為の防止に向けて、利用者への周知徹底と継続した 運用の改善が必要
- ●機内における盗撮行為の防止·抑止に向けて法制化を検討する とともに利用者に周知徹底を図るべき

現状と課題

機内迷惑行為防止法案の制定

航空連合は1999年の結成以来、機内 迷惑行為を防止するための法整備に取り 組み、職場の実態調査を踏まえた上で政 党、行政、定期航空協会に対し法制化を 繰り返し要請すると同時に、マスコミに 対しても投稿、記者会見等を通じ法制化 の必要性を訴えてきました。

その結果、2003年3月に機内迷惑行 為防止法案(航空法改正案)が国会で可 決され、2004年1月15日に施行され ました。**30

航空機内における 電子機器の使用規制の緩和

2013年10月、米国では、航空会社 等が航空機ごとに電子機器が与える影響 を評価することにより、電子機器の使用 制限を緩和することができることとな り、12月には欧州も米国と同様の緩和 を行うことが発表されました。これを受 け、日本においても国土交通省による規 制緩和の検討が開始され、2回にわたる 関係者による意見交換会には、働くも のの代表として航空連合も参加し、「航 空機の運航の安全に支障を及ぼさないこ とが大前提」「国や事業者が中心となっ て利用者へ周知徹底すべき といった主 張を伝えました。この意見交換会を踏ま え、航空局は航空機を電波に対する耐性 ごとに区分し、該当する航空機について は2014年9月から欧米と同様に緩和す ることとしました。

また、本邦航空会社においても機内 Wi-Fi接続サービスの提供が拡大しており、規制緩和やスマートフォン等の普及 とあわせて、機内での電子機器の使用が さらに増加しています。離着陸時など、 客室乗務員の目が行き届かないタイミン グで電子機器の使用が可能となることから、機内でのインターネット電話の利用等、マナー面の課題も散見されています。

客室乗務員対象の実態調査

これまで航空連合は、安全阻害行為の 抑止に向け、加盟組合の客室乗務員を対 象に、実態調査を6回実施してきました。

2019年4月には、安全阻害行為に関

する現状や、特に機内での盗撮事案を懸 念する職場の声が増加していることを踏 まえて、職場の状況を把握することを目 的に実態調査を実施しました。**31この 実態調査では、過去の調査結果と比較し、 最も日常的に目にする安全阻害行為につ いては、「客室乗務員の職務執行を妨げ る行為」や「化粧室において喫煙する行 為」の割合が増加しており、安全阻害行 為の傾向が変化している状況も見られま した。また、法律により禁止命令の対象 となる行為に遭遇した際に、「1回の注 意で問題の行動は収まることなく、数回 注意することが多い」という回答の割合 が増加する結果となりました。加えて、 「安全阻害行為等が自分の乗務便で発生 した場合、自信を持って対処できますかし という設問では、「対処できるかどうか 不安がある」という回答の割合が大幅に 増加しており、各社の客室乗務員の乗務 経験年数や年齢構成の変化による経験不 足の可能性や、安全阻害行為の具体例を イメージし難いことが不安要素として表 れたことを示す結果となりました。

また、職場からは「携帯電話がフライトモードかどうかの視認が難しい」、「高齢者や旅慣れない旅客はフライトモードとマナーモードを混同していることが多い」という意見も寄せられており、携帯電話等の電子機器の使用についても、問題が顕在化しにくくなっている状況も見受けられます。また、飲酒等に起因する旅客間のトラブルや乗務員が対応に苦慮

するケースも引き続き発生しており、今 後も実態把握が必要です。

機内での盗撮行為

2012年9月、国内線の機内で客室乗 務員への盗撮行為が摘発されましたが、 飛行中のため場所を特定できないとの理 由により、盗撮者は処分保留で釈放とな りました。その後も同様の事例は発生し ており、2019年に実施した客室乗務員 の実態調査においても、61.6%の客室 乗務員が機内で盗撮または無断撮影の経 験が「ある」、または「断定できないが、 あると思う」と回答し、またそれらの行 為に対し多くの客室乗務員が具体的なア クションを起こすことができていなかっ たことも明らかになりました。現在も職 場では同様の意見が挙げられています。 現状、都道府県条例以外に旅客機内での 盗撮行為を取り締まる法令等は整備され ていませんが、安全阻害行為に発展する 可能性に加え、電子機器を使用しやすく なった状況もあることから、安心して働 ける職場環境を整備するためにも、対応 を検討する必要があります。

機内での電子タバコ等による 喫煙行為

電子タバコ等の火を使わない喫煙器 具(以下、電子タバコ等)の普及に伴い、 化粧室内を含む機内での喫煙事例が報告 されていたことを受け、航空連合は、機 内での電子タバコ等の使用について航空 法での禁止行為として明確に位置付ける よう、関係各所へ働きかけてきました。

その結果、「航空機内における安全阻害行為等の防止のための運用等に関するガイドライン」が改正され、2020年7月から、機内での電子タバコ等の使用禁止が明確化されました。特に、化粧室内における電子タバコ等の使用は、航空法における安全阻害行為に該当することとなり、禁止命令に従わない場合には罰則が科されることになりました。

〔参考資料〕

- ※30 機内迷惑行為防止法に関する法制化まで の取り組み・機内迷惑行為防止法の骨子 (p.87)
- ※31 客室乗務員への実態調査結果*2019年 4月~6月実施 (p.88)

是 言

利用者への周知徹底

安全阻害行為は、これまでも様々な媒体で周知されてきましたが、LCC増加による新規需要の掘り起こしや、訪日外国人旅行者の急増等にともない、旅客が多様化している中で、安全阻害行為等が航空法に抵触することに対する利用者への意識啓蒙が重要であると考えます。そのため、機内や空港だけでなく、ビデオやポスター、テレビCMなどあらゆる機会を捉え、継続してこれまで以上に周知を行うことが必要です。

また、その際には、マナー違反ではなく、航空機の安全を阻害するために禁止されているといった、規制の理由も含めて伝えることが効果的です。さらに、訪日外国人旅行者が急増し、内際を問わず本邦航空会社を利用する外国人旅客が増加していることからも、多言語対応やイラスト等を活用した周知がこれまで以上に必要です。

加えて、現時点では安全阻害行為に該当しませんが、盗撮についても定期航空協会が作成した盗撮防止啓蒙ポスターの確実な展開や、各事業者のホームページや機内ビデオなどのあらゆる機会を通じ

て旅客へ周知していくなど、未然防止に 向けた取り組みの検討が必要です。

「航空機内における安全阻害行為等に 関する有識者懇談会の提言」にも触れられている通り、法の内容、運用について の理解不足が、航空関係者・空港警察と の連携の不十分さとして顕在化しているケースがあるため、しつかりと理解を進め、連携強化を図る必要があります。

機内迷惑行為防止法の運用の改善

化粧室内での喫煙行為など、法違反を 知りながら安全阻害行為を行う悪質なケースが依然として発生しています。また、泥酔による暴言や暴力行為に加えて、 旅客同士でのトラブルも継続して発生しています。トラブルそのものは航空機の 安全運航に影響を与えるものではなくて も、旅客の怪我、機内備品の破損、客室 乗務員の業務執行を妨げる等、さらなる 安全阻害行為につながる可能性があるため、抑止の取り組みや発生時の適切な対 応が求められます。

懇談会の提言では、悪質者や常習犯へは口頭注意を省略して命令書を交付できるようにすることや、航空会社として毅然とした態度で対応していくべきとの認識が示されています。口頭注意後すみやかに行為を止めない場合、命令書をため

らわず手交し、抑止力として活用することが重要と考えます。そのためには、客室乗務員が迅速な命令書の手交をためらわない仕組みの構築や、機長を含む関係者全員の認識や判断の差を小さくすることなどが必要です。さらに、すべての客室乗務員が安全阻害行為等に自信を持つて対応できるよう、事業者としても各社の教育機会においてケーススタディやリカレント教育を充実させるなどの環境を継続して整備する必要があると考えます。

加えて、航空会社の毅然とした態度と して、常習者や泥酔旅客の搭乗拒否や告 発を積極的に行うことも重要です。

機内での盗撮行為については引き続き 実態を把握した上で、職務の執行を妨げ る行為として、省令の範囲に「盗撮」を 明確に位置付けることなど、安全阻害行 為を未然に防止する観点からも、より実 効性のある具体的な方策について議論す る必要があると考えます。

加えて、機内での盗撮については、都 道府県の迷惑防止条例の適用が難しいと いう特性への対応が必要です。また、旅 客同士の盗撮についても同様であり、機 内での盗撮行為を未然に防止・抑止する 観点から盗撮罪(仮称)の制定についても 検討する必要があります。

懇談会の提言(抄)

「航空機内における安全阻害行為等に関する有識者懇談会」

~平成19年3月28日とりまとめ「提言」(抄)~

- ○安全阻害行為等に関する航空法第73条の4第5項及び関連する施行規則については、現時点で法的に見直すべき点は見あたらない
- ○同法の運用等については改善が必要と考えられる課題があることから、行政及 び航空関係者が今後取り組むべき措置について、以下の通り対応するよう提言
- (1)使用制限対象電子機器の見直し等
- ○最新電子機器の出現等に対応すべく、「使用制限対象電子機器告示」(平成15 年10月国土交通省告示)の改正を早急に行うこと
- ①使用制限対象電子機器として新規に追加すべきものの例
- 通信機能 (無線LAN) を有する電子ゲーム機
- ワイヤレスマウス等パソコン用周辺機器
- アクティブ型電子タグ
- ②使用制限となっている電子機器で対象から除外すべきものの例
- 雷卓
- ヘッドホン(電子回路を含まないもの)
- ○引き続き、1年毎を目処に定期的に検証を行い、告示の見直しを行うこと
- ○利用者に対し、制限理由等が説明できるよう、社員教育を継続実施すること
- ○電源が切れない電子機器を格納する電磁波遮蔽容器の技術的検討を行うこと

- ○外国航空会社に対しても、我が国航空法の内容及び運用について周知を図ること (2)運用の簡素化・改善の実施
- ○悪質者や常習犯へは「口頭注意」を省略し「命令書」を交付できるよう厳格化 すること
- ○航空関係者間、及び空港警察との連携強化を図ること
- ○使用制限対象設備について、新サービス(レッグレスト)を追加すること
- (3)安全阻害行為等の効果的な抑制方策の実施
- 搭乗ゲートでの広報等水際対策の強化等、効果的な手法・タイミングにて重層 的に案内を実施すること
- ○外国人旅客も考慮し、安全阻害行為等に関する理解の促進に努めること
- ○違反の法的な重大性の周知を図ること(航空法:悪質者は50万以下の罰金)
- ○電子機器の使用等安全阻害行為等8類型は、当該行為が運航の安全に支障を 及ぼすおそれがあることから、航空会社においても、毅然とした態度で対応す ること
- (4)安全阻害行為等の定期的な検討の実施
- ○社会状況の変化や新サービスの開始等に対応するため、今後とも、定期的(数年毎)に、又は必要に応じ、適切なタイミングで検討を行うこと

航空安全政策 Part 2

[6] 手荷物と貨物

- ●利用者への継続的な周知徹底と、手荷物を受託しやすい体制 の構築によって、機内持ち込み手荷物のルールを徹底すべき
- ●国として無申告危険物に関する個人荷主や代理店への 周知を継続し、受託可否の判断がつく仕組みを構築すべき

現状と課題

機内持込み手荷物・受託手荷物

●手荷物の大きさや個数について

国内線では、定期航空協会の主導によ り、機内持ち込み手荷物のサイズが統一 され、規定を超える手荷物の機内持ち込 みは減少しています。一方で、訪日外国 人旅客が増加し、乗り継ぎの増加に伴い、 大型機から小型機へ乗り継ぐ際に、機内 持ち込み手荷物の個数が多くなるケース や、小型機の機内に収納できず、機側で 預かるケースが増えています。

国際線においては、三国間流動の増加 に伴い、北米から日本への到着便では受 託可能であっても、日本から第3国への 出発便では受託できないケースも発生し ています。また、訪日外国人旅客の増加 に伴い、免税店で大型電化製品を多く購 入し機内に持ち込むケースが増加し、安 全性・定時性にも大きな影響を与えてい ます。成田空港では機内持込み手荷物に 関する注意事項を免税店内に貼付し、旅 客へ周知するなどの対応を図っています。

国際的にも大きな手荷物を機内に持ち 込むことは課題として認識されており、 2015年のIATA総会では、各航空会社で 異なる機内持ち込み手荷物のサイズを適 正化する取り組みが示され、約10社が 参加を表明していますが、日本の航空会 社は現時点では参加を表明していませ ho

●リチウム電池への対応

2017年6月、リチウム電池を内蔵し た携帯型電子機器が受託手荷物に収納さ れ、貨物室内で発火するリスクに対応 するため、ICAOにおいて技術指針が緊 急的に改正されました。日本においても 2017年7月以降、当該電子機器を受託 手荷物として貨物室で輸送する場合に は、電源を完全に切るか、強固なスー

ツケースへの梱包や衣類等による保護な ど、偶発的な作動や損傷を防止するため の措置が旅客に義務付けられました。

また、リチウムイオンバッテリーが内 蔵されたスマートバゲージが流行しつつ あり、バッテリーの取り外しができない タイプは機内持ち込み・受託ともに禁止 されていますが、旅客自身が認識してい ないケースも散見されます。

●航空保安の強化と手荷物

テロ対策として、米国は米国発着の全 国際線でノートパソコンや電子書籍の持 ち込みに関する検査を強化しており、状 況を注視していく必要があります。

また、2015年10月から空港内免税 店における液体物の取り扱いが変更さ れ、海外の空港で国際線を乗り継ぐ場合 であっても、液体物を指定された専用の 袋(STEBs)に入れ、乗継空港で保安検 査を受けるまで開封しないことを条件 に、空港内免税店で100mlを超える酒・ 化粧品等を購入できるようになりまし

一方、COVID-19の拡大に伴い、除菌 関連用品を持参する旅客が大幅に増加 し、機内持ち込み制限品が保安検査場等 で発見されるケースが多発しています。

●緊急脱出時の手荷物の取り扱い

2016年2月、日本航空3512便が、新 千歳空港の誘導路上で緊急脱出を行った 際、客室乗務員の指示に従わず、多くの 旅客が手荷物を保持して脱出しようとし た事例が発生しました。2019年5月に はアエロフロート機が緊急着陸した直後 に炎上し、緊急脱出することになりまし たが、その際にも旅客が手荷物を持つて 脱出する事例も発生しています。

緊急脱出の際には、手荷物を持つてい ると他の旅客の脱出の妨げになる可能性 があることに加えて、スライドを破損さ せる可能性があることから、手荷物は一 切持ってはいけないことを周知している

ものの、旅客自身が安全情報を確実に認 識していない状況も発生しています。

貨物の無申告危険物

航空機に搭載される危険物について は、荷主による規定に従った梱包・申告 が行われることが大前提となります。し かし、荷主は国土交通省の監督対象外で あり、危険物や安全に関する情報の周知 や教育等の対応が十分に図られていませ ん。2008年9月に航空輸送が禁止され ている花火を代理店の確認不足によって 輸送した事例が発生しましたが、対応策 のひとつとして、国から荷主団体に対す る協力要請が実施されました。また、第 196回通常国会において、商法が改正さ れ、航空輸送に関する規定や、危険物に ついて荷送人の通知義務に関する規定等 が新設されました。

一方、2009年には無申告危険物の輸 送事例が連続して発生し、航空貨物代理 店に対して事業改善命令や特定航空貨物 利用運送事業者(RA事業者)の認定効 力停止処分などが出されました。その後 行政は、RA事業者に対する定期監査を 一年前倒しするなどの改善を図りました が、持ち込みコンテナの開扉検査による 無申告危険物の発見事例は後を絶ちませ ん。また、航空安全情報分析委員会では、 昨今カビ取り剤など、特定の無申告危険 物の増加が報告されていますが、原因の 特定には至っていません。

香港や米国では、政府が省庁横断的な 専門機関を有し、専門家による24時間 体制の危険物に関する無料電話相談窓口 が設置されていますが、日本では民間に よる会員制の「危険品貨物情報室」が、 平日対応しているに過ぎません。また、 2013年度から定期航空協会のワーキン ググループとして「危険物調整会議」が 開催され、航空局も会議に参加していま すが、担当者が定着しないため専門家の 育成が難しく、予算措置を含めて民間が 担っている部分が大きいなど、対策は不 十分です。「危険物調整会議」の議論に おいて航空会社が共通で利用できる「危 険物検索システム | の構築が決定され、 運用が開始されています。

言

手荷物取り扱いと 利用者への周知徹底

●空港での手荷物取り扱い

2009年12月より機内持ち込み手荷 物のサイズが各社で統一され、対策を講 じてきた結果、規定を超える手荷物が機 内に持ち込まれるケースは減少しつつあ りますが、機内持ち込み手荷物について は、利用者に対して継続的に周知してい くことが必要です。特に、大型機から小 型機に乗り継ぐ際に、小型機の機内に手 荷物が収納できず機側で預かるケースが 増えていることから、大きさだけではな く、機内に持ち込める手荷物の個数につ いても周知する必要があります。また、 空港施設を新設、改修する際は、ターン テーブルの増設や保安検査通過後に手荷 物を受託できる体制の構築など、手荷物 を預けやすい環境作りが必要です。

●利用者への周知徹底

利用者への周知が徹底されることは、 検査場における航空会社および保安検査 員の負荷が軽減され、保安検査の強化に つながります。定期航空協会からも機内 映像、ポスター等の媒体を通じて周知徹 底を図っていますが、利用者に対し、「な ぜ大きな手荷物を機内に持ち込んではい けないのか」「何が制限品や危険物にあ たるのか」について、旅行会社等の協力 も得ながらあらゆる機会を通じて広報を 強化することが重要です。

また、除菌関連の機内持ち込み制限品 については、航空会社の啓発だけでな く、空港設置のポスターなどを通じた国 による利用者へのタイムリーな周知が必 要不可欠です。加えて、中期的には多種 多様な除菌関連商品が出てくることを見 据え、機内持ち込み制限品から除外する 条件等の検討も必要です。

加えて、リチウムイオンバッテリーや 害虫駆除剤など発生頻度の高い機内持ち 込み制限品には、当該製品への明記や、 利用者に対してSDS(製品安全データシ ート) の携帯を呼び掛けるなどの対応も 検討する必要があります。リチウム電池 を内蔵した携帯型電子機器やスマートバ ゲージが普及していることを踏まえ、旅 客への周知を徹底し、航空貨物において も荷主への周知を継続すべきです。

旅客手荷物のルール変更について

する場合の安全措置を義務化

(スリープモード不可)

① 電源完全オフ

② 偶発的な作動や損傷を防 止するための措置



(強固なスーツケースへの梱 包、衣類等による保護など)



※リチウム電池を使用した予備電池(モバイルバッテリー等)は、引き続き受託 手荷物として貨物室に預けることはできません。

リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器を「貨物室」で輸送

出典:国土交通省

◎ 国土交通省

【参去資料】

成田空港において免税品購入者への機内 持ち込み手荷物に関する周知が行われて いますが、効果を検証し、実効性を高 めることができるよう継続して取り組む とともに、他空港においても成田空港の 事例を参考にして周知徹底を図るべきで す。加えて、国は外国航空会社に対する 働きかけも行い、関係各所で連携した対 応が必要です。

さらに、緊急脱出時の手荷物の取り扱 いについては、国や事業者が、非常脱出 時の安全について、そのルールを理由と あわせて旅客に周知し、より確実な理解 を促すよう取り組む必要があります。

無申告危険物対策

今後は訪日

外国人など、

国際線利用者

に対する制限

品の取り扱い

や機内持ち込

み可能な手荷

物のサイズ・

個数の周知に

ついて、航空

事業者のみな

らず空港会社

や空港内物品

販売店、メー

カー等も含め

て取り組む必

要があります。

●行政としての危険物対策

国は、無申告危険物対策として、商法 を改正しましたが、今後は改正内容に基 づいて具体的に運用されることが重要で す。特に、インターネット通販拡大によ り個人荷主が増加している現状を踏まえ て、法改正の目的、罰則等の周知や、責 任の履行を促す環境整備を強化すること が必要です。さらに、航空会社との防止 対策で対応に改善が見られない荷主・代 理店に対しては、国による直接指導も必 要です。

宅配貨物や郵便貨物における無申告危 険物対策では、個人荷主から直接貨物を 受け取る代理店の果たす役割が重要で す。受付窓口での口頭確認や危険物に関 するポスターの貼り出しなど、継続して 個人荷主の意識啓蒙に取り組む必要があ ります。

危険物輸送においては、荷主・代理店 航空会社それぞれの役割が定められてい ますが、運用レベルでは役割分担意識が 希薄になり、結果として危険物輸送に対 する意識に違いが生まれ、無申告搬入や 誤申告などの事例が後を絶たないとも考 えられます。行政は三者それぞれの役割 の再確認を業界に対して促す必要があり ます。

また、新しい化学品が次々と開発さ れ、危険物が多様化している中、SDSが 発行されていない製品や検知薬類等、受 託可否の判断が難しい事例も増加してい ます。今後は国による化学品や輸送、容 器等の取り扱いに関する情報をデータベ ース化し、24時間検索可能な仕組みを 充実させ、安全輸送のための基準策定や 検証、知識の蓄積が継続的にできる体制 を構築することが必要です。国による十 分な体制が整備されるまでの間は利用 者、係員双方に受託の可否の判断がつく よう、製品表示の工夫(家庭用品品質表 示法への対応等)が求められます。

●業界としての危険物対策

業界としても、各専門分野の人材を専 門機関に派遣し、安全輸送体制の構築に 貢献するとともに、情報の共有化と社内 外に対する周知徹底を強化する必要があ ります。加えて、ICAOが定める「危険 物輸送に関する技術的な指針 | **32 の策 定に対し、国として発言力を高めていく ことも重要です。

(参老資料)

※32 危険物輸送に関する技術的な指針 (p.89)

26 航空連合 2020-2021 産業政策提言 27

[7] 航空機整備

- ●諸外国との相互承認の積極的な推進や、 航空法と航空機製造事業法の二重適用の是正などにより、 安全性を確保した上での業務負担を早期に軽減させるべき
- ●落下物対策は、事業者の取り組みを前提とした上で、国も主体と なって関係各所との連携を強化し、総合的に対策を講ずるべき
- ●AUTO ELT試験発射時間の緩和により、 安全性と定時性を両立させるべき

現状と課題

諸外国との安全協定締結の動向

現在、外国籍機の受託整備、整備改造 認定事業場、重要装備品の修理などの際、 日本で実施している承認・審査を相手国 からも重複して受けなければならず、事 業者の大きな負担となっています。

航空安全基準アップデイトプログラ ムでは、「諸外国との相互承認の推進 (BASA締結など)」と、相互承認による 「予備品証明のみなし制度」の活用につ いて明文化されました。BASA締結によ り、安全性を確保した上でそれらの負担 軽減が図られることが期待できます。ま た、三菱スペースジェットの諸外国にお ける適確な運航を確保する観点や、装備 品に関する国産製造分野を発展させる観 点からもBASA締結は必要です。**33

2009年4月には米国とBASAを締結 していますが、BASAの対象が、航空機及 び装備品の耐空性に関する範囲(IPA)に 限定されていることに加えて、2017年 7月よりBASAの整備分野への拡大に向 けた正式協議が開始されているものの、 BASA締結から長期間サーキュラーの制 改定がなされず事業者の負担軽減が限定 的です。また、2017年12月にはカナダ と、2020年3月にはシンガポールと整備 分野におけるBASA締結が実現し、欧州 (EASA)*34については2020年6月に本 体協定と航空製品の安全証明の範囲にお いてBASA締結が実現しました。今後は、 認定事業場の負担軽減のため、締結範囲 の拡充を実現していく必要があります。

2019年1月に「航空機検査制度等検 討小委員会」の最終とりまとめが公表さ れ、これまでの予備品証明検査制度に 代えて、航空機に装備する全ての装備品 等について、国土交通大臣、または外国 当局の認定を受けた装備品メーカー等が 安全性を確認する制度へ一本化するよう 航空法が一部改正されました。一方で、 2022年6月に施行予定の新たな検査制 度への移行に伴い、過渡期において認定 事業場における有資格者不足等の負担が 発生しないよう注視する必要があります。

航空法と航空機製造事業法の重複

民間航空機および装備品の整備分野に 適用される法律については、航空法(国 土交通省管轄)だけでなく、受託整備に おいては航空機製造事業法(経済産業省 管轄) の適用も受けることになります。 航空法は航空機の安全性確保の観点か ら、航空機製造事業法は事業者の事業活 動を調整する経済的観点から、それぞれ の法律で規制されていますが、航空機製 造事業法は戦後制定されて以降、抜本的 な改定が行われておらず、技術の進歩や 市場の変化にあわせて法律として規制す る必要性を踏まえ、改めて見直す必要が あると考えます。

また、修理方法や設備をはじめとする 各種の認可項目に重複しているものも多 く、二つの法律による二重の認可を受け ざるを得ない状況が発生しています。

こうした中、内閣府の規制制度改革委 員会で見直しの検討対象として扱われ、 2012年上期よりグループ会社による航 空機等の修理が自家修理と見なされるこ とが通知され、コスト削減が図られるこ ととなりました。さらに、航空機修理事 業者の負担軽減に向けた抜本的な見直し の検討を行うことが規制制度改革に係る 方針へ盛り込まれ、2012年7月に閣議 決定されています。その後、有識者によ

る検討会を重ねた結果、航空機製造事業 法の運用の見直しなど、部分的な改善は 見られるものの、重複適用の是正に向け た抜本的な見直しには至っていません。

落下物対策強化の取り組み

2017年9月以降、本邦を含む旅客機 からの落下物事案の発生が相次いだこと を受けて、2018年3月に、国は「落下 物防止対策基準」の策定など未然防止策 の徹底と、見舞金制度の創設などを含む 事案発生時の対応強化からなる「落下物 対策総合パッケージ」をとりまとめまし た。2020年3月からは羽田空港の新飛 行経路の運用が開始されており、落下物 対策基準の遵守が強く求められていま す。「落下物防止対策基準」は、日本独 自の基準であり、本邦航空会社及び日本 に乗り入れる外国航空会社に対してこの 基準を適用し、落下物防止対策を義務付 けることなどが骨子です。

一方、航空局が実施したヒアリング調 査によると、航空機の落下物対策に資す るメーカーサービスブリテン (SB) の 採用率については、本邦航空会社がほぼ 100%であることに対し、外国航空会社 は4割程度にとどまることから、国内に おける落下物の未然防止に向けては課題 があると考えます。また、「落下物防止 対策基準」は世界に類を見ない基準であ ることから、海外航空機・部品メーカー には基準やその背景が十分に理解されて おらず、十分なサポートがなされないケ 一スも報告されています。

AUTO ELT試験電波発射時間の課題

現在、航空機には2式のELT (Emergency Locator Transmitter: 救命無線 機)が装備されており、飛行中等に被雷 した場合は、整備確認において試験電波 を発射し、正常な作動を確認する必要が あります。しかし、電波法の定めにより、 試験電波は毎時00分から05分の間のみ しか発射が認められておらず、試験時間 を待つことによって、運航遅延が生じる ことが少なくありません。また、作動試 験の申請には関係省庁が多数存在し、申 請方法が煩雑となっていることから、事 業者の負担が大きくなっています。なお、 国際電気通信連合 (ITU) は試験電波発 射時間の制限を撤廃しており、米国等で はその基準で運用されています。

言

諸外国との相互承認の推進

航空安全基準アップデイトプログラム や「基本政策部会とりまとめ」で示され た「諸外国との相互承認(BASA締結な ど)」は、積極的に推進すべきです。ま ずはすでに締結されたIPA関連のサーキ ュラーの制改定を進め、早期にBASA締 結効果を実現する必要があります。

具体的には、現在多くの事業者が国内 の認定事業場の更新検査に加え、米国や EASAのRepair Stationの更新検査を受 検しなければなりません。仮に米国との BASA対象範囲の拡大に関し、整備施設 関連 (MIP) へ拡大すれば、検査に関す る負担は大きく軽減し、外国籍機の受託 促進、ひいては装備品を含む国内の航空 機整備事業(MRO事業)の発展に大き く寄与することが期待されます。

また、国が装備品1点毎に安全性を確 認する「予備品証明検査制度」に代え て、国が認定した事業場が装備品等の安 全基準への適合を確認する制度が導入さ れましたが、これらは航空機使用者の負 担軽減に大きくつながるものと考えてい ます。一方、制度移行にあたっては、事 業者の円滑な移行措置等を図り、現場に 過度な負担が生じないよう丁寧に進めて いく必要があります。

さらには、諸外国との相互承認締結や 既締結国との締結範囲の拡大に、一層積 極的に取り組むことが求められます。

法の二重適用の是正に向けて

民間航空機の整備分野における「航空 法 | と「航空機製造事業法 | の重複項目 については、航空機製造事業法の適用か ら修理に関する認可を条件付き(航空法 20条に定める修理に関わる認定事業場) で適用外とするなど、航空機製造事業法 の適用を軽減することなどによって、事 業者・働くものの負担軽減に向けた抜本 的な見直しを行う必要があります。総じ て航空法と航空機製造事業法の重複につ いては、部分的な改善は見られますが、 引き続き職場の負担軽減につながってい

〔参考資料〕

※33 BASAの必要性 (p.89) 34 EASA (p.89)

るかを確認し、働きかけを継続して行い ます。

落下物対策の実効性の強化

落下物対策の強化に向けた取り組み は、飛行経路・空港周辺住民の安全・安 心を守るとともに、航空機の安全性を高 める上で重要です。

一方で、落下物対策をより実効性のあ るものにするには、本邦航空会社と航空 局との関係にとどまらず、外国航空会社・ 航空機メーカー・部品メーカー・外国航 空当局等、航空業界全体で総合的に取り 組む必要があります。

具体的には、「落下物防止対策基準」 は世界で類を見ない基準であることか ら、航空局の認識と外国航空会社や外 国航空当局の認識には大きな差がある ため、さらなる理解を得られるよう、 ICAOを巻き込んだ落下物対策に関する ガイダンスマテリアルの作成等、日本が リーダーシップを発揮していく必要があ ります。さらに、日本に乗り入れる航空 会社に対して、必要に応じてSBの採用 率等を数値目標化することに加え、目標 達成状況に応じてメーカーから航空会社 に対し改修費用のインセンティブを与え る仕組みを構築するよう国として働きか ける等の、さらに踏み込んだ対応の検討 が必要だと考えます。

また、従来の機材品質の維持・向上に 加え、「落下物防止対策基準」への適合 が求められますが、その実現に向けては、 事業者の取り組みを前提としながら、国 も主体となってメーカー、外国航空会社 等との連携を強化することで、引き続き 落下物の未然防止に努めるべきです。

AUTO ELT試験電波発射時間の課題

ELTは、事故にあった航空機の位置特 定を容易にするものであり、人命救助に 直結する重要な装置です。そのため、確 実に作動することを確認する必要があり、 安全性の観点から発射試験は必ず実施し なければなりません。一方で、試験時間 が1時間に1回の5分間に限定されてい るため、整備作業が終了しているにも関 わらず、発射試験を待つケースがあるこ とや、申請の手続きによっては1時間 弱、次の試験時間まで待機するケースも あり、定時性の観点では問題があります。 また、日本は年間を通じて雷が多く発生 しやすい気象条件という特性もあります。 これらを踏まえ、安全運航を前提とし たうえで、試験発射の時間を毎時00分

から05分に加え、毎時30分から35分 を追加するなど、試験電波の発射時間に 対する規制の緩和が必要だと考えます。

一方、ITUで試験電波発射時間の制限 が撤廃されていることから、日本も国際 標準に準じて制限を早期に見直すべきで す。見直しにあたっては、国内の関係省 庁への影響や問題点を明確にした上で、 航空局が主体となって各所に働きかけを 行い、国際的な協調も含めて検討する必 要があります。

また、事業者の負担の一つとなってい る試験電波発射の申請の煩雑さを解消す るべく手続きや報告先の簡略化も早期に 検討する必要があり、申請手続きのため のWebシステムを構築することも有効 だと考えます。

